

韓国 輸出入手続 必要書類 輸出関連「通関手続き概要および必要書類」

関税庁 HPより抜粋(ジェトロ仮訳)

1.輸出通関の紹介

(1)輸出通関とは

輸出とは、内国物品を外国へ搬出することをいい、輸出しようとする物品が対外貿易法および関係法令などに基づき輸出が可能な物品であるか否かを優先確認し、代金領収方法についても外国為替取引法の関係法規に基づき制約がないのか事前確認する必要がある。

輸出しようとするあらゆる物品は税関の輸出通関手続きを取るようになっている。輸出通関手続きとは、輸出しようとする物品を税関に輸出申告をした後、申告受理を受けて物品を韓国と外国との間を往来する輸送手段に積載するまでの手続きをいう。

輸出しようとする者は、当該物品を積載するまで当該物品の所在地管轄税関長に輸出申告をして受理されなければならない。現在は EDI(Electronic Data Interchange)方式およびインターネットを通じた輸出通関手続きで、輸出物品を簡便かつ迅速に通関しており、新聞など報道用品やカタログなどはより簡便に輸出通関することができる。

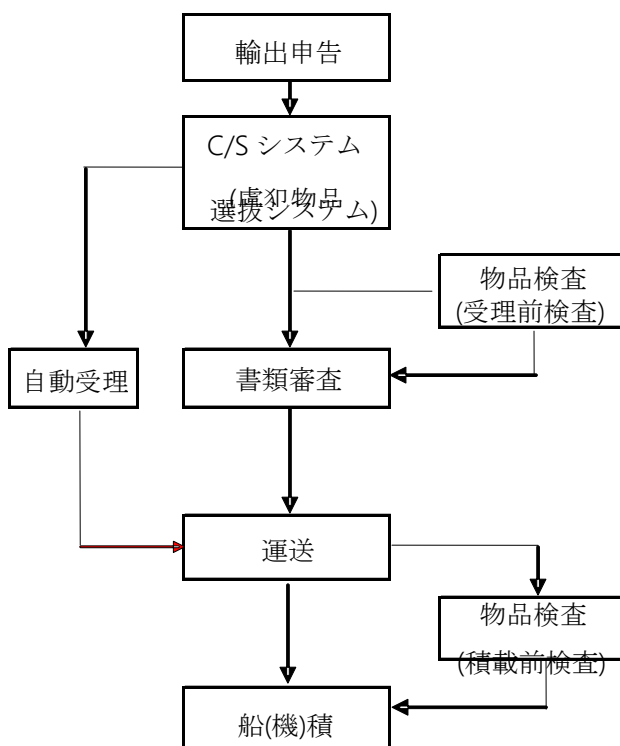
輸出物品に対しては原則として検査を省略しているが、電算による抜打ち検査または例外的に必要に応じ検査を実施するケースもある。この際、不正輸出や原産地表示違反、知的財産権違反などが摘発されれば関税法など関係法規により処罰されるので、特に留意することが必要である。

輸出申告が受理された物品は輸出申告日から 30 日以内に韓国と外国を往来する輸送手段に積載しなければならない。ただし、積載スケジュールの変更などやむを得ない事由があれば、通関地税関長に積載期間の延長承認を受けることができる。また、積載期間内に積載されない場合は輸出申告受理が取消されることがあり、関税還付も不可能なので、留意する必要がある。

(2)輸出通関手続き

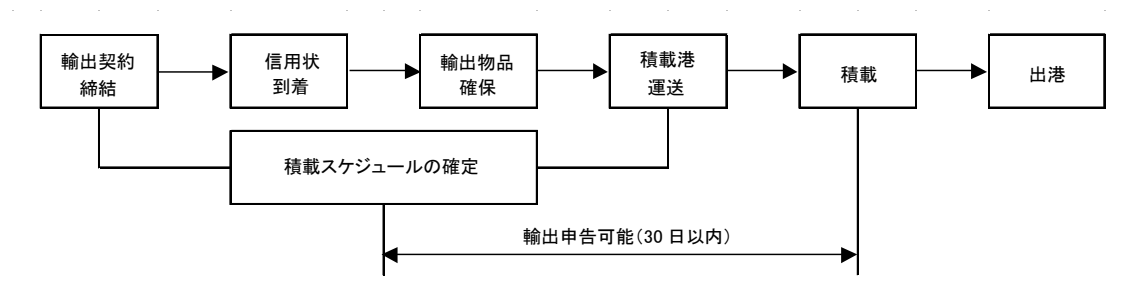
輸出とは、輸出しようとする物品を税関に輸出申告した後、申告受理を受けて物品を外国貿易船(機)に積載するまでの手続きをいう。

<図. 輸出申告フロー>



(注) C/S システム(虞犯物品選抜システム)とは、犯罪に関連する可能性のある物品を選抜するシステムをいう。

<図. 輸出通関フロー>



郵便物や携帯託送品の積載管理については別途の手続きを定めている。また、韓国保税区域に搬入された外国物品をやむを得ない事由などにより外国へ返送することができ、この際の通関手続きは返送申告および手続きに従う。

(3)返送

外国から韓国へ搬入された物品を輸入申告せずに外国へ戻すことを返送といい、返送に関する手続きを返送通関という。

①返送の種類

- ・ 外国から韓国の保税区域に搬入された物品のうち、次の事由により輸入申告をしていない状態で外国へ再搬出される物品(単純返送物品)

- 注文が取り消されたり、誤搬入された物品
- 輸入申告前に契約相異が確認できた物品
- 輸入申告前に輸入要件不備が確認できた物品
- 船舶会社(航空会社)が外国へ搬出する船舶(飛行機)用品または船舶(飛行機)内での販売用品、その他の事由で搬出する物品
- 外国から保税区域へ搬入された物品のうち、輸入しようと輸入申告をしたが、輸入申告受理要件などの不備により通関保留となって、外国へ再搬出される物品(通関保留物品の返送)
- 海外で委託加工後、保税区域へ搬入された物品のうち、輸出目的で外国へ再搬出する物品(委託加工品の返送)
- 対外貿易法令によって輸出する目的で保税区域へ搬入し、外国へ再搬出する物品(中継貿易物品の返送)
- 外国から保税区域へ搬入された物品で、国内輸入荷主の決定遅延などにより輸入されていない状態で外国へ再搬出される物品(保税倉庫搬入物品の返送)
- 保税区域に搬入された海外組立用輸出用原材料または既に輸出された物品の事後補修、受理のための物品(長期備蓄輸出用原材料および輸出品事後補修用品)
- 博覧会などのために保税展示場に搬入された後、展示終了後外国へ搬出する物品(保税展示場の物品返送)
- 保税区域内の販売場に搬入された外国物品のうち販売できずに運営者が外国へ搬出する物品(保税販売場の物品返送)
- 米軍交易先へ輸出条件付で輸入された保税物品(輸出条件付の米軍私下物品の返送)

②返送申告および手続き

返送申告は輸出通関手続きと同じように申告書(輸出申告書様式)を作成して税関に申告することになっている。

返送類型別の申告手続きは「返送手続きに関する告示」(関税庁告示)を参照願う。

返送物品に対しては保税運送によって物品を運送し、返送物品の場合は必ず積載確認を受けることになっている。

2.輸出申告案内

(1)輸出申告案内

物品を輸出しようとする者は、輸出しようとする物品を船舶または航空機に積載するまで輸出しようとする物品の所在地を管轄する税関長に輸出申告をして受理されなければならない。

- 輸出申告は輸出物品の所有者(荷主)や輸出入通関を専門とする国家公認資格者(通関士、通関取扱法人または通関士法人)が電子資料交換方式による輸出通関 EDI システムを使用するか“輸出申告支援センター”の電算設備を利用して電子文書で輸出申告書を作成して関税庁通関システムに電送する。
- 電送した輸出申告内容に対して電算で誤謬事項の通報を受けたり、申告内容を訂正する場合は申告番号が付与されるまでは修正した内容を盛り込んだ申告資料を当初の提出番号によって再電送すれば良く、申告番号が付与された後で訂正事項が発生した場合は輸出申告訂正承認申込書を作成して通関地の

税関長または申請人所在地の管轄税関長に電送し、その標準証憑資料を提出しなければならない。ただし、自律訂正の対象であるか、税関長が輸出申告訂正申請書のみで訂正内訳の確認ができると認める場合には証憑資料の提出を省略することができる。

- ・ 輸出申告の効力が発生する時点は関税庁通関システムで申告番号が付与された時点とする。

輸出申告受理の方法は、その事案によってシステムによる自動受理、税関職員による審査後の受理および検査後の受理に分けられ、税関長は輸出申告を受理した時に輸出申告済証を交付する(物品を船積する前には“積載前輸出申告済証”、船積が完了した以降には“輸出履行輸出申告済証”)。通関システムに保管されている電子文書と交付された申告済証の内容が異なる場合には、通関システムに保管されている電子文書の内容を原本とする。

(2) 輸出申告支援センター運営

関税庁は輸出申告に必要な PC など電送設備を具備していないため直接輸出申告ができない零細貿易業者のために貿易協会本部および 11 支部と全国 5 主要税関に電送設備を具備して小規模業者が安い費用(輸出申告1件当たり電送料約 2,500 ウォン)で直接輸出申告ができるように 1998 年 6 月 1 日から運営している。

(3) 輸出申告書の作成および受理

輸出申告は関税庁が定めた申告書様式に輸出申告書作成要領によって作成する。輸出申告された物品に対する申告書の処理には自動受理、審査後受理、検査後受理の三つの方法がある。

① 輸出申告書の作成および受理(自動受理)

- イ. 電算によって自動で受理されることをいい、検査対象または書類提出対象ではない物品は輸出通関システムで自動受理される。
- ロ. 輸出申告時、輸出申告書を税関に提出すべき物品(書類提出対象物品)は次の通り。
 - ・ 法第 226 条(許可、承認などの証明および確認)の規定による税関長の確認物品および確認方法の指定・告示のうち輸出申告受理前に要件具備の証明が必要な物品。ただし、輸出承認機関と電算網で繋がっている品目は除外する。
 - ・ 契約内容と異なる物品の再輸出または再輸出条件付で輸入通関された物品の輸出。
 - ・ 輸出者が再輸入時に関税などの減免、還付または事後管理などのための書類提出として申告したり、税関検査を要請する物品(ただし、単純反復使用のための包装容器は除外)。
 - ・ 輸出通関システムから書類提出対象として通報された物品。

② 審査後受理

自動受理対象ではない物品のうち検査が省略される物品で、税関職員が申告内容を審査して受理する方法をいう。

③ 検査後受理

輸出品品に対しては検査省略が原則であるが、輸出時に現物の確認が必要な場合と疑いのある物品として選別されたもののうち税関長が検査を必要とすると判断した物品に対して実際に検査して輸出申告を受理する方法をいう。

3.輸出申告書の作成について

(1)一般事項

- ・保税工場または輸出自由地域から外国へ搬出(返送・輸出)申告時には輸出申告書を使用する。(南北交易物品通関管理に関する告示および返送手続きに関する告示の規定によって搬出(返送)する物品の申告時にも同様)
- ・輸出申告書は商業送り状(Commercial Invoice)または包装明細書(Packing List)などを根拠に作成するものの、申告時点に提示された現品と同一でなければならない。
- ・品目番号または品目別に別途の『欄』に区分記載し、同一『欄』にはモデル・規格別に“モデル・規格、成分、商標名、数量、単価、金額”を最大 50 行まで詳細に記載しなければならない。モデル・規格が最大 50 行を超過する場合には、輸出申告書の‘送り状符号’欄に必ず該当する送り状符号を記載しなければならない。
- ・品目が多数であることから申告書 1 枚を超過する場合には“乙紙”を使用することができ、この際、申告書の右上に“乙紙”と表示する。
- ・自動車、電子製品、機械類、繊維類などの主要品目に付属して輸出される品目で金額が小さく、種類が多様で、関税還付または貿易統計の作成に支障がないもので、品目別に別途の欄に区分して記載することが非効率的だと判断される場合は多様な付属品目の中で貿易統計上特に意味がない品目は一括して一つの欄に記載することができる。この場合、輸出申告書の‘送り状符号’欄に必ず該当送り状符号を記載しなければならない。
- ・原・副資材と自動車・電子製品などの主要部品(アフター・サービス目的など)および海外現地組立方式(KnockDown 方式)輸出物品で種類が多様で、関税還付または貿易統計の作成に差し支えがない場合は一括して一つの『欄』に記載することができる。この場合は輸出申告書の‘送り状符号’欄に必ず該当送り状符号を記載しなければならない。
- ・還付対象ではない物品は品目別に『欄』を区分して記載するものの、モデル・規格を区分せず一括して記載することができる。この場合、輸出申告書の‘送り状符号’欄には必ず該当送り状符号を記載しなければならない。
- ・引越し物品の場合、その種類と金額が多様で、品目別に各々別途の欄に区分して記載することが非効率的である場合は、第 1 欄の品名および取引品名に代表的に引越し物品であることを「Household goods」で英文表記し、それに対する細番は 2424.00-0000 で記載し、品目別数量、重量、包装個数、金額などは一括して該当欄に記載し、品目別細部内容は申告書に添付された包装明細書、その他物品目録などに記載された内容に代えられる。ただし、引越し物品のうち再輸出条件の履行または再輸入免税と関連した物品が含まれた場合にはこれを分離して第 2 欄から当該物品の HS 税番別にそれぞれの品名・規格欄を設定して一般輸出品物の場合のように品名、取引品名、モデル・規格、成分、商標名、原産地、税番、数量、重量、包装個数、金額などを各該当欄に記載したり、別途の申告書により輸出申告をしなければならない。
- ・決済金額に運賃・保険料などが含まれた場合はその運賃・保険料などを輸出者(製造者)が区分しなければならず、通関士などの申告者はその適否を審査して申告しなければならない。
- ・輸出申告書の用途別区分
 - 輸出申告書(保管用):税関/申告人保管用輸出申告書
 - 輸出申告済証:申告済証発給用

・輸出申告書の形式:電算機によって出力されるデータの長さによって申告項目の上下出力位置が可変的なFREE FORM形態の書式を使用。輸出申告書の左右出力位置は固定的である。

輸出申告書の出力時、出力内容が最初のページを超過する場合、次のページにわたって継続して出力するものの、申告書の提出番号①および⑤～⑧項目はページごとに同一の位置に反復して出力する。

・統計符号の追加、削除、変更事項が伝達されると、これを全職員および通関士に熟知させ、関係資料を補完して活用することにより誤謬を防止する。

その他細部作成要領は韓国関税庁ホームページを参照(www.customs.go.kr)

(2) 品名・規格記載に関する事項

・用語の定義

- “品名・規格”とは、品名、取引品名、商標名、モデル・規格、成分など、輸出申告書上の5つの項目を総称するものをいう。

- “品名”とは、当該物品を表す関税率表上の品名のことをいう。ただし、関税率表上に当該物品を表示する品名がない場合はこれを表すことができる一般的な商品名を言う。

- “取引品名”とは、実際の商取引時に送り状など、貿易書類に記載される品名のことをいう。

- “商標名”とは、商品の生産、加工または販売を事業として営為する者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別するために使用される記号、文字、図形またはこれらを結合したものと記号、文字、図形に色彩を結合したものの名称をいう。

- “モデル”とは生産方式、方法、タイプなどで、関税法別表関税率表(以下、“関税率表”という)上の品目分類、関税法第226条の規定による税関長確認物品などの審査に影響を及ぼす事項をいう。

- “規格”とは、材質、加工状態、用途、組立如何、サイズ、定格電圧、処理能力、生産年度などで、関税率表上の品目分類、関税法第226条の規定による税関長確認物品、還付などの審査に影響を及ぼす事項である。

- “成分”とは、当該物品の構成成分の種類およびその含量を表示するもので、関税率表上の品目分類、関税法第226条の規定による税関長の確認、還付などの審査に影響を及ぼす事項をいう。

・品名・規格の表記原則

- 品名・規格の表記は善良な申告人の義務で、以下の事項を具体的に誠実に記載しなければならない。

①品目分類に(HS10ケタ)に必要な事項

②関税法第226条の規定による税関長確認に必要な事項

③還付審査に必要な事項

④輸出しようとする物品を正確に表示するために必要な事項

- 品名、規格は英語、アラビア数字で表記しなければならない、英語ではない場合は英語に翻訳して記載しなければならない。

- 品名・規格の表記は輸出申告書上の様式順序によって表記する。

- 多数の品目を申告する場合で品目番号、品名または商標名が異なる時にはそれぞれ異なる欄に記載しなければならない。ただし、同一品目番号に分類される部分品、付属品などは代表される品名を記載し、その他物品の品名、規格とモデル、規格および成分項目の順番に記載する。

- 品名、規格の記載において、原・副資材の単位実量(Raw Material)など、還付審査に必要な事項を記載

しようとする場合には“規格”項目にこれを記載するものの、その前に<RM>と表記した上で記載する。

・申告人の権限および責任

- 申告人は送り状などに記載した品名、規格が本要領の定める表記原則と異なって作成された場合は本要領が定めるところにより、修正して輸出申告書に表記しなければならない。
 - 通関士などは通関を依頼する輸出業者に対して、輸出要件の確認書類、送り状などを作成する際には本要領が定めるところに従って品名、規格を作成するように専門知識を提供しなければならない。
- その他細部作成要領および例示、書式などは韓国関税庁ホームページ参照(www.Customs.go.kr)

4.輸出申告受理物品の積載について

輸出申告が受理された物品は輸出申告受理日から30日以内に韓国と外国との間の輸送手段に積載する。輸出申告が受理されても積載されない物品は輸出と認められない。

関税庁は輸出受理された物品の積載管理のために輸出貨物 EDI システムと輸出通関システムを連携して活用している。

輸出物品に対する関税還付も輸出物品の積載事実を確認できなければならない。

輸出受理物品の積載がやむを得ず延長される事由が発生した場合、輸出者は積載期間内に税関長に積載期間延長承認申込書を提出して承認を受け、輸出申告受理日から1年の範囲内で積載期間を延長することができる。

輸出受理後、延長の承認がないにもかかわらず、積載されない物品に対して税関長が未積載による輸出受理取消の予定通報をした後、14日以内に未積載の原因を糾明しなければ税関長は輸出申告受理を取消することができる。

5.積載(出港)後の輸出申告可能物品

(1)積載(出港)以後輸出申告可能物品

一般的な輸出申告は輸出物品を積載する前に行うものの、輸出物品の特性を考慮して次の場合には積載後に輸出申告をすることができる。

①船上輸出申告

船積した後、公認検定機関の検定書(Survey Report)により輸出物品の数量を確認する産物または鉱山物のなどの新鮮度や自動車運搬専用船舶に積載して輸出する新車など、物品の維持などのため船上申告が必須だと認められる物品は積載した状態で輸出申告することができる。

②現地輸出魚貝類の申告

魚貝類の外国現地での輸出が避けられない場合には輸出後代金決済前まで船舶の出港許可を受けた税関に輸出実績を証明する書類(例:Cargo Receipt)を添付して申告資料を電送することができる。

③遠洋水産物の申告

韓国船舶が公海で採取した水産物を現地販売する場合、代金決済前まで輸出事実を証明する書類

(例:Cargo Receipt、B/L、Final Settlement)が添付された輸出実績報告書を韓国遠洋漁業協会経由でソウル税関長に申告資料として電送することができる。

④ 暫定数量申告・暫定価格申告対象物品の輸出申告

配管などの固定運搬設備を利用して積載する場合または製造工程上の理由および国際原材料の相場による金額が事後に確定されて輸出申告時に数量または価格の確定が難しい物品のうち、ガス、液体、電気、HS第50類から第60類までのうち、織物および編物、HS71類から83類までの貴金属および非金属製物品、その他契約の内容または取引の特性上、暫定数量または暫定価格で申告することが不可避であると税関長が認める物品を輸出しようとする者は、輸出申告時に積載予定数量および金額を申告し、積載完了日から数量の場合は5日、金額の場合は60日が経過する前までに実際に供給した数量および金額を申告することができる。